

シェアリングレター

- 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています -

< 編集発行 >
 公認会計士 林光行事務所
 税理士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
<http://www.share.gr.jp/>

第36号

2008年5月

自由に生きる

所長 林光行

私の出身高校では、「自由と創造」が伝統だとされてきました。しかし、先生方が「自由には責任が伴う」と言われるのは「勝手気儘するな」との意だと分かるのですが、「自由」の意味が分かりません。「自由とは何か?」。随分と悩んだ記憶があります。

40歳も過ぎ、そんな記憶も薄れた頃、中小企業診断士の小市哲也先生から「自由」の意味を教えてくださいました。以下は、先生と私の会話です。

私：世の中には従うべきルールが沢山ありますが、多くの制約があると随分不自由ですね。

先生：おや、林君はそう思うのか。じゃあ、どうい状態が自由なんだろう。例えば、僕たちは自然法則にも縛られているけど?

私：自然法則は変えられないので仕方ないですね。その上で、どうするか考えないと。

先生：そうだね。変えられないルールや制約は受け入れること。その上で、どうする?

私：その上で? ああ、そうか! ルールとか色々制約があっても、その上で僕は自分の意志で、どうするか決めることができます!

先生：そうだね。どんな制約条件があろうと、自ら行動を選ぶことができる。それって「自由」だよな。(「なるほど!」と頷く私)

逆に、自分にとって好ましくない現状を、自分の置かれている状況や他者のせいにして、「だから自分は~できない」と思い込んでいる状態ってどうだろう。それこそ不自由だよな。現実を受け入れた上で、主体的に行動を選択すること。ここに自由の本質があるんだよ!

人間関係や事務所経営、何かがうまく行かないとき、私は、他者や状況さえ変わってくれば良いのにと、考えがちです。「悪いあの人」(人の代わりに制度や政治が入るときもあります)。そして「私は被害者」。この発想では、現状に縛られたままで不自由です。現在の政治や経済、そして世相。決してバラ色とは言えません。だからこそ、現状を嘆くのではなく、「私は何をするのか」と考え、行動することが必要です。そうして初めて、自分の意志で道を拓くことができます。人生も経営も同じことです。それが「自由に生きる」ことなのだ学びました。

~ CONTENTS ~

5月 - 10月の税務

交流 第30回 株式会社ゼネシス	2
経営倶楽部	
第60回「なぜ年金記録が消えたのか?」	4
第61回「日本と世界の政治経済の動向」	6
セミナー「新公益法人制度」	8
最近の税制改正	9
労務管理 & 社会保険ワンポイント・ナビ	12
第10回 K S 経営研究会	13
寄稿「町人文化と博物館」	14
寄稿「ドーンセンターはなぜ大切なのか」	15
寄稿「フィンランド若者支援を探る旅」	16
Qの会 犯罪は増えているか	18
自死遺族支援	20
「成長するものだけが生き残る」(上原春男著)	21
読者の皆様からのお便り	22
ANAセミナーの感想とご案内	23

5月12日	4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)
5月20日	労働保険料の年度更新
6月2日	3月決算法人の確定申告期限
6月30日	4月決算法人の確定申告期限
7月10日	6月分源泉所得税の納付 (納期の特例の場合1~6月分)
	社会保険報酬月額算定基礎届け
15日	所得税予定納税額の減額申請期限
31日	5月決算法人の確定申告期限
9月1日	6月決算法人の確定申告期限 個人事業者の20年分消費税の中間申告
9月30日	7月決算法人の確定申告期限
10月31日	8月決算法人の確定申告期限

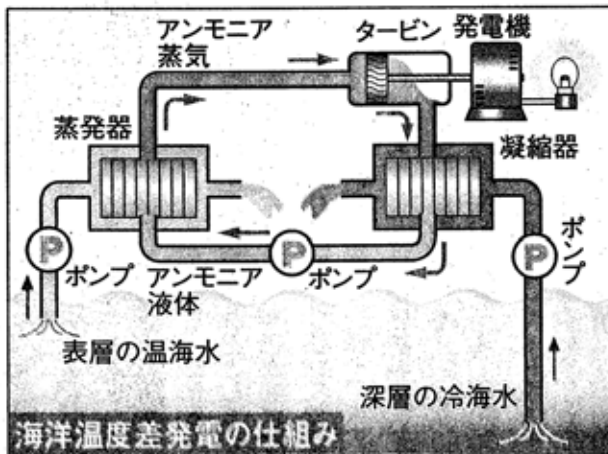
交流 第30回 Xenesys 株式会社ゼネシス



 今回の交流では、環境、エネルギー問題を解決する方法として注目されている『海洋温度差発電』を手がけるベンチャー企業、株式会社ゼネシスの里見公直社長を訪ねました。
 なお、この海洋温度差発電を世界で初めて実用化した佐賀大学元学長の上原春男先生には、来る9月6日(土) 弊事務所30周年記念式典において、講演をお願いしております。 (中小企業診断士 前田有太可)

海洋温度差発電とは？

「簡単に言いますと、海の表面の水は温かく、深いところの水は冷たいですよ。その温度差を利用する発電方法なのです。具体的には下図のように、①表層の温海水によって、沸点の低い液体のアンモニアを蒸発器で加熱して蒸気にし、その蒸気でタービンを回して発電します。②その蒸気は深層より汲み上げられた冷海水により凝縮器で冷却され、再び液体となります。そして、その液体が①の蒸発器に戻るという仕組みです。これが海洋温度差発電 (OTEC : Ocean Thermal Energy Conversion) と呼ばれています。」



(↑読売新聞 2004.4.18 「われら先端人」より転載)

なるほど。石油などの化石燃料を使わないので環境に優しく、海水は無限に使えるので、安定してエネルギーが供給できるわけですね。

「そうなんです。火力、原子力の代替エネルギーとして注目されている風力、太陽光発電は自然の影響を受けやすいのですが、OTECは常時発電が可能です。しかも、深層水を汲み上げるため、その深層水に含まれるミネラルが豊富な水、塩、リチウムなどが、海表面に撒かれることにより、漁場の育成もできます。さ

らにOTECを応用して海水の淡水化もできます。」

まさに夢のエネルギーですね。そんな素晴らしいシステムは、これまでなかったのですか？

「実はOTECの歴史は古く、1881年にフランス人科学者ダルゾンバールが最初に考案したのですが、OTECで作る電力は、深層海水の汲み上げに必要な電力を差し引くと、正味の電力があまり残らないことから、実用化に至らなかったのです。」

それが実用化できるようになったのは？

「佐賀大学の上原春男先生が30年以上OTECの研究を続けてこられ、ウエハラサイクルを考案されました。作業流体にアンモニアの代わりにアンモニアと水の混合液を使うことにより、熱効率がアップし、また蒸発器と凝縮器に伝熱効率の優れたプレート方式を導入することにより、温度差発電の実用化が現実的なものとなりました。」

里見社長とOTECとの出会いとは？

「あれは忘れもしません。平成7年阪神大震災のおり、私も被災者の1人だったのですが、東灘区深江の小学校で、東京都杉並区のトラックが、徹夜で来られたのか、救援物資を降ろしてくださり、そればかりか荷が空になったトラックに生ゴミを満載して帰られたのです。私は感激で涙が溢れ、前が見えなくなりました。私を含め神戸の方はとても勇気付けられたと思います。この体験が『何かひとさまのお役に立ちたい』という私の推進力になっています」

その後、上原先生と出会われたのですか？

「ええ、友人の勧めで『上原塾』に入塾しました。そこでOTECを知り、これは何だ、と電撃的ショックを受けました。世界が変わりました。塾以外にも伊万里実験施設や先生の自宅まで伺い、薫陶を頂きました。

その後、平成9年に佐賀大学へ社員を派遣し、平成11年佐賀に研究事務所を開設、そして平成12年に佐賀大学から専用実施権を得るに至りました。平成13年に社名を今のゼネシスに変更しました。」

社名 Xenesys (ゼネシス) の由来は？

社内公募で決めました。「X energy system」つまり、未知のエネルギーシステムという意味と、「Genesis」＝創世記、の意味を込めて名づけました。

それまでは何をなさっておられたのですか？

「大学卒業後、酒造機械メーカーに就職し、平成元年に独立、里見産業㈱を設立しました。社業は順調で、関連会社も10社ほどできたのですが、OTECを始めてから、順次整理統合していきました。ここで稼いだ資金をゼネシスに投入しているわけです。」

その後のことを教えてください

「三つの目標を掲げてやってきました。一つは技術要素の開発です。特に熱交換器の開発です。昨年11月には佐賀県伊万里に研究開発の拠点として、伊万里工場を建設しました。二つ目は若者の人材育成です。現在は工学博士が7名、近々2~3名増える予定です。三つ目は国内外の市場開発です。」

市場開発はどのように？

「日本では、まず平成14年に佐賀大学より海洋エネルギー研究センターを受注し、完成しました。次に富士石油袖ヶ浦製油所にて、DTEC (Discharged Thermal Conversion) の技術開発協力を行いました。このDTECというのは、工場から出る温排水の熱エネルギーを、OTECを用いて電気エネルギーに変換するというものです。OTECの事業の中では投資額が少ないため、取り組みやすい事業と言えるでしょうね。」

国内のOTECは、国からの補助事業、委託事業は進んでいるのですが、OTECのプラントとしては実現には至っていないんですね。」

う~ん、何ともしないお話しなんでしょう。

国外の方はいかがですか？

「実はゼネシスは海外からの評価の方が高いかもしれませんが、まずは中東クウェートですが、近年の経済発展で製油所、発電所の工場温排水の排出が急増し、クウェート湾の海水温が38度までに上昇し、環境に深刻な問題が出ています。そこで、この工場温排水を使ったDTECを6月に契約する予定です。そのほか、

カタールでは海洋温度差海水淡水化(OTED: Ocean Thermal Energy Desalination) を夏までに契約する予定であり、サウジアラビアでは調査委託事業として国の補助金が付き、DTECを提案しています。さらにオマーンではOTECを提案しています。また、現地の有力者と合弁会社を設立しています。」

苦労なさっていることは？

「なかなか実績が出来ないことです。地球の4分の3ぐらいは回りましたが、まずは実績を問われます。出井伸之特別顧問(元ソニー会長)が言われる、モノづくりを育てる『我慢強いリスクマネー』をもって応援して欲しいですね。」

10年以上も頑張ってくることができた理由は？

「評価の定まらないOTECを起業するには、ある程度の無謀さとおろかさが必要でしたし、トップランナーの悲哀も幾度かありました。折に触れ、エールをくださる支援者の皆様と、『あなたは大丈夫よ』というおよそ根拠のない妻の言葉を心の支えにやって来ました。僕には理屈はないんですね。OTECは、必ずできると思い込んでいます。」

里見社長にインタビューさせて頂いて、子供のよう
なやんちゃさ、明るさと純粋さを感じました。OTEC
をみんなに知ってもらいたい、応援したいという気
持ちでいっぱいになりました。会社のスタッフの皆様
にも快く取材に協力して頂きました。ありがとうございました。



(↑写真はゼネシス伊万里工場)

株式会社ゼネシス <http://www.xenesys.com/>
◎東京支店
東京都港区三田三丁目12番16号7F
TEL 03-5765-2910 FAX 03-5765-2535
◎神戸営業所 ◎伊万里工場
◎温度差発電研究・開発センター

経営倶楽部

第60回 経営倶楽部

平成19年10月20日

「なぜ年金記録が消えたのか？」

～年金記録第三者委員会の現場からご報告～

講師:社会保険労務士 物江 和子 先生 社会保険労務士 樋笠 泰子

今、テレビで毎日のように報道されている年金制度。タイムリーな話題を、前半は、林事務所の樋笠泰子が、現行の年金制度についてご説明させて頂きました。後半からは物江先生に、現行制度に至るまでの概要、第三者委員会でのお話し、なぜ『消えた年金記録』等の問題が起きたのかについてご講演頂きました。(丸山 晃希)

☆☆自分の年金を知ろう！☆☆



林事務所の社会保険労務士である樋笠が、先陣をきります。「なぜ年金記録が消えたのか？年金記録問題を考える前に、現行の年金制度を理解することが大切です。なぜ年金は難しいのか？と言われますが、それは法改正が何度も繰り返されたからではないでしょうか。条件や年齢等、自分にあてはめて考えてみましょう。」

「最近、社会保険事務所も大変親切になってきています。地域によって休日も開いている場合があります。自分の年金加入記録を確認するには、社会保険庁のホームページからインターネットで利用申し込みをする方法があります。その他に、これだけ年金問題が騒がれていますので、何かお知らせはないのかということと“ねんきん定期便”が出来ました。平成21年4月から加入者全員の誕生月に送付されます。」

☆☆自分で加入記録を調べよう☆☆

「最近、社会保険事務所も大変親切になってきています。地域によって休日も開いている場合があります。自分の年金加入記録を確認するには、社会保険庁のホームページからインターネットで利用申し込みをする方法があります。その他に、これだけ年金問題が騒がれていますので、何かお知らせはないのかということと“ねんきん定期便”が出来ました。平成21年4月から加入者全員の誕生月に送付されます。」

「最近、社会保険事務所も大変親切になってきています。地域によって休日も開いている場合があります。自分の年金加入記録を確認するには、社会保険庁のホームページからインターネットで利用申し込みをする方法があります。その他に、これだけ年金問題が騒がれていますので、何かお知らせはないのかということと“ねんきん定期便”が出来ました。平成21年4月から加入者全員の誕生月に送付されます。」

☆☆国民年金と厚生年金の年金額☆☆

やはり、一番気になるのは、いくらもらえるのかということです。「国民年金と厚生年金とでは、計算方法が違います。国民年金は、20歳から60歳まで40年間保険料を支払って1年792,100円、1ヶ月66,000円(平成19年度額)と決まっており、保険料を払った期間によって年金額が変わります。

厚生年金は、入社してから定年までの給料を平均したもの(平均標準報酬月額)を基に計算される為、国民年金の計算よりも複雑です。生まれた年、給料の金額、扶養人数等により、年金額が変わります。」

国民年金保険料の支払いが、年間17万円、40年で総額約700万円ということは、65歳から9年長く生きれば元がとれますね！利息は別ですが・・・。

☆☆年金がもらえる年齢は？☆☆

それでは、年金はいつからもらえるのでしょうか？「年金は、現行の制度では、国民年金、厚生年金ともに65歳からもらえます。ただし、特別支給の厚生年金は、60歳からもらえる人がいます。」

次は、年金の確認手続きについてみていきました。各種書類が多くてややこしく、てこずりそうです。

☆☆ねんきん定期便について☆☆

年金定期便についての説明が続きます。

「どういうものが書かれているかといいますと、住所と名前と基礎年金番号。基礎年金番号がいくつもあるという方は、記載されている番号に統一されています。さらに、今までに加入した年金制度と資格取得・喪失年月日と加入月数が記載されています。」

「一番確認して頂きたいところは、資格取得の時期です。加入した月から資格を喪失した前月までの月数を加入月数としてカウントされます。空白期間があれば、本当に自分が払っていない期間なのか、資格の取得と喪失の期間が正しいのかを注意して見て下さい。また、仮に正しかったとしても、国民年金の月数合計と加入月数に漏れが生じていたり、全額免除の申請をしたことがないにもかかわらず、全額免除月数欄に記載されているという場合があります。」

最後に、樋笠は「今回の年金問題では、2点良かったことがありました。私の知識で親の年金額の間違いを発見できて親孝行できたことと、社会保険労務士の知名度があがったことです。大筋をとらえれば、難しいことではありませんので、せめて加入記録だけでも確認してほしいと思います。」と締め括りました。

☆☆日本の社会保障の展開☆☆



後半は、物江先生の登場です。公的年金制度の沿革や歴史、複雑な現行制度の仕組み、第三者委員会でのエピソード等、多岐にわたるお話をして頂きました。

「1961年（昭和36年）拠出制国民年金が発足した当時は、本人が払い込んだお金を積み立て、老後に受け取る方法でしたが、現在は、働く現役世代の方が払い込んだお金を現在の高齢者に支給する方法に変わっています。日本の年金制度は、その後も改正され続けています。40年働くと、ある程度暮らせる年金が出るところまでいきましたが、少子高齢化に対応して平成16年改正でマクロスライド方式が採用され、年金額は徐々に切り下げられています。65歳以上の高齢者は、介護保険料（75歳以上は今年4月から健康保険料も）を年金から天引きされます。これで生活をしていけるのでしょうか？今の状態では、年金制度そのものが社会保障の根幹を支える機能を果たしていくのかどうか問題点として挙げられます。」

☆☆年金記録第三者委員会☆☆

続いて、年金記録第三者委員会のお話をして頂きました。「目的は、年金の権利回復です。できる限り手を尽くして本人の申し立てを受け入れます。対応手順としては、まず、相談者が社会保険事務所に出席し、年金記録の確認を行います。記録の不存在があると判断した場合は、第三者委員会に記録の申立を行い、実際に調査委員が本人に話を聞いて記録の掘り起こしをします。証拠書類がある場合は、提出をお願いします。審議された結果、記録回復が認められますと、社会保険庁で記録の訂正を行い、年金額に反映させます。例えば、同じ条件で働いていた同僚のAさんが社会保険に加入しており、自分も加入していたはずだと申し出がありました。そういう場合は、Aさんの了解を得て、年金記録を調査し、本人の申し立てを確認できた場合は記録の訂正を勧告致します。」

☆☆消えた年金記録！？☆☆

「昭和50年代ぐらいまでの取扱いについての記録漏れが多いと考えて下さい。」

〔宙に浮いている主なケース（社会保険庁・市町村）〕
届けられている記録が正しく処理されていない。
手書き納付記録やマイクロフィルムで保存されていない。
又は正しく入力されていない。
国民年金の事務が市町村から社会保険庁に移行した際に、市町村又は社会保険事務所が正しく処理していない。
集金制度、納付制度の保険料の収納方法が変わり、記録の写し間違い、担当者の横領等があった。

〔宙に浮いている主なケース（会社と本人）〕
会社が、法律を遵守した資格取得・喪失届・扶養家族の申請、削除や算定基礎届を提出していない。
会社が、預かっていた年金手帳を返していない又は本人が転職の度手帳の交付を受けた等で複数の年金番号がある。
会社が、非正規社員、短期雇用で手続きを怠った。
本人が、戸籍と異なる氏名等を会社へ届けた。
本人が、第三号被保険者の資格取得や喪失を届け出なかった。
転職期間に国民年金の手続きをしなかった。

☆☆年金制度の方向性☆☆

最後に、年金制度は今後どこへ向かっていくのかのお話をして頂きました。「年金制度だけではなく、日本の社会保障制度自体が、給付の切り下げや保険料の増額をしなければ確保できない状況にあります。消費税率を上げるとい説が出ていますが、消費税率を一律に上げると、低所得者への負担が重くなりますので、昔の物品税（物品税とは、その当時の贅沢品に課税するもの。消費税導入により廃止されている）の様に生活必需品以外の税率を高くするとか、現行の社会保険料方式を整備してはどうか等の様々な意見が出てきています。年金記録漏れの問題で皆さん関心を持たれたと思いますが、この機会に、今後の日本の社会保障制度をどのように維持ないしは展開するのを望んでいるのか考えて頂きたいと思います。」

モノエ社会保険労務士事務所
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜8番地9-102
TEL: 077-525-3009 FAX: 077-525-8634

＜丸山の感想＞年金制度自体がなくなると年金漏れどころではないですね。国民年金の納付率を上げる画期的な政策が出てくることを願います。私が65歳まで後30数年。年金制度がありますように。また、ねんきん定期便が早くこないかなと思いました。

経営倶楽部

第61回 経営倶楽部

平成20年2月16日

『2008年 私の予感』～日本と世界の政治経済の動向～

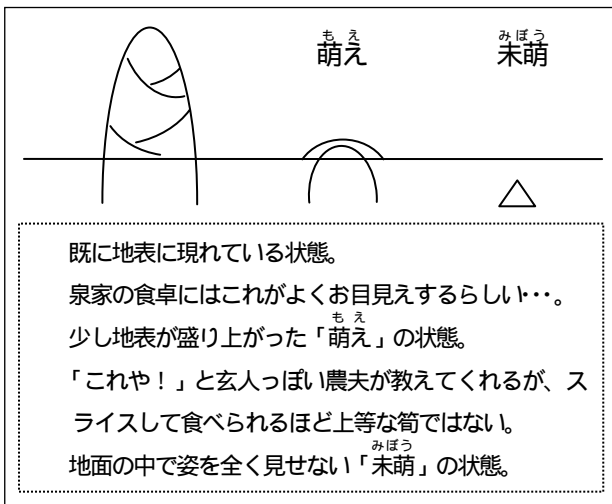
講師：経済・経営評論家 泉 和幸 先生



泉先生は、林事務所では2度目のご登壇。前回は「流れが変わった日本の進路」と題してご講演いただきましたが、実は、今回のご講演の要諦も前回と同じことを話しておられたのではないかと自身の拙い記憶を手繰りながら、泉先生の語彙の深淵さと洞察力の鋭さに感服しつつ、ご講演の全部をご紹介できないのは残念ですが、紙面の限りご紹介させていただきます。(林 竜弘)

国内に“虫の目”を向ければ 大連立構想いまだ消えず。テレビで人気者の東国原知事が宮崎からやって来て、大阪の橋下さんに向かって宮崎のPRをして帰ったが、本当の目的は、北川正恭元三重県知事たちから知事の政策集団に橋下知事を入れること。日本の各府県は、道州制へ向かって動かなければならないという大きな課題がある。道州制ということは合衆国のように日本に7つか8つの州を作って、生活関連の行政は地方政府が引き受け、防衛・通貨・外交の3つを中央政府に委ねようというのが基本的な理念。大きな可能性として、自民党でもない、民主党でもない、道州制を前提とした新しい政治集団が動き出す予感。

未萌の戦略 変化というものは、具体的な姿を我々の前になかなか見せない。シグナルを出したら終わり。「筍の教訓」嫁の前で浮気しそうな顔をしてはダメ！



去年ここに竹が出た。今年は筍が出ている。来年は全然気配はないが「ここに筍が出るだろう」と一つの仮説を立てる。地面の温度を測ってみると地中にある筍が周囲の温度を上げていることを玄人は嗅ぎ付ける。前に出た筍の履歴やプロセスを検証しながら、可能的

な状態（地下茎がつながっている）として、十二分に推理しながら「ここ掘れワンワン」とやるのが未萌の時代における指導者の重要な判断基準になってくる。

「建築基準法が変わった」、「新会社法ができた」と制度が変わる度に狂奔させられる民衆。時代の大掛かりな変化の時には、その変化を、逆に先取りしながらやっていくという視点が重要となる。

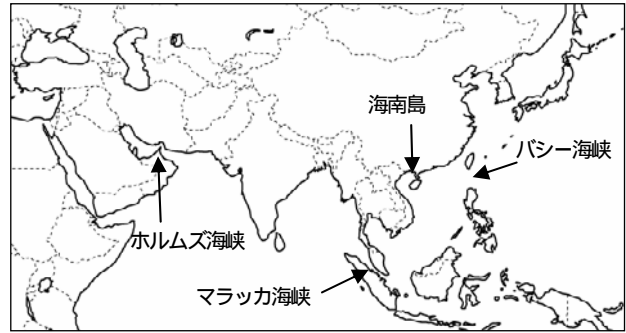


樹上開花(兵法29計) 久宝寺から放出まで列車が走る。新大阪までの貨物輸送のラインを貨客輸送に切り替えて大阪市内と奈良市内を結ぶ新しいJRのシフト。阪神と近鉄が難波でドッキングするのが引き金。阪神尼崎駅では、奈良の広告がどんどん増えて、到着路線のホームも2本増設され、凄まじいばかりの大きな駅になりつつある。西大阪線という枝線のようなところに2009年の春には姫路発・奈良行きの特急が走り出す。大阪駅では、北ヤード地区における新しいインフラ投資が行われる。関空直結の北大阪駅が出来る。

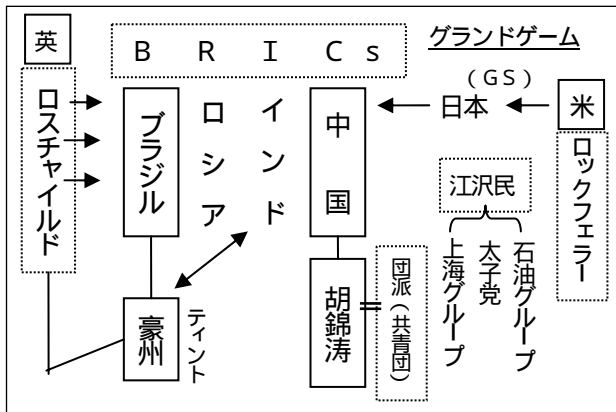
ベイエリアでは新しい工場設備への大規模な投資でにぎわっている。きっかけはシャープの堺への工場進出計画。関西空港を旅客だけでなく世界的なハブセンターとして関空第2滑走路を有効に使っていこうとする貨物へのチャレンジが動き出す。最近黒字転換した三洋電機も新たな燃料電池の開発拠点をベイエリアに構築する。松下電器は、尼崎に3500億円を投下してテレビ製作工場を建て、播州地区には松下始まって以来の大規模な工場建設が始まっている。日本に上陸後、静かに蠢く外資の力を活用して、道州制を前提にした府市合体と中京経済圏との融合で大阪急浮上の予感。

“鳥の目”いま何が始まるようとしているのか？

BRICs ブラジルでは、ロスチャイルド（英・欧州）がその天然地下資源の開発を目的に1900年初頭から投資をしており、ロスチャイルドの前衛基地がある豪州との合同資本を中国に連携させることにした。これからはできるだけ相手を巻き込みながら儲ける時代に入ったので、もともと英連邦のインドと豪州とを深くつながらせて、これを軸に中国を味方に引き入れて儲けようというロスチャイルドの戦略。これに対してロックフェラー（米国）は、中国を入れることに反対。中国を敵に回してこそ我々の商売はうまくいく。相手を対立させて儲けるという構図をロックフェラーは持っている。ロスチャイルドは、金融システムの大家。ロックフェラーは、情報システムの大家。21世紀は金融と情報が一緒になりながら、いろんな形で我々に情報を提供してくれるだろう。これがこれからの世界を見るときに見落としてはならない変化である。



胡錦濤の内憂・外患 2006年9月胡錦濤は、上海グループの中枢を逮捕して、一気に江沢民の勢力を排除するという大クーデターをやった。それに対して江沢民は、太子党と結束して自陣の勢力を醸成しつつある。現に、江沢民の弟子である賈慶林^{カケリン}は、今回の第17回党大会で権力の中枢から追い出されると思っていたのに追い出されなかった。江沢民は、ブラジルが人工衛星を打ち上げた時の大協力者。ブラジルから鉄鉱石を買い付けるには江沢民勢力の大きな影響力がある。同時に、渤海湾の海底油田を管理し新しい生産ラインに乗せるには賈慶林^{カケリン}の協力が欠かせない。他方、渤海湾の石油だけではカバーできない中国は、アフリカとイランをはじめとする中東から沢山のエネルギー資源を確保するためグランドゲームに突入した。



日本の安全保障の要となる3つの海峡

1つ目は、ホルムズ海峡。パーレーン、カタル、オマーンとイランにはさまれた海域。日本の産業を支えている原油の80%が通過するところ。ここを封鎖されると日本は完全にオイルショックになる。米国の第7艦隊、第8艦隊の協力を得て、日本のタンカーは安全に航行できているのが現状。2つ目は、マラッカ海峡。米海軍第7艦隊は、航空母艦2隻を交互に常駐させながら、海賊退治とは名ばかりに、上海や海南島向けの燃料並びに中国から積み出されて行く荷物の実態をチェックしている。3つ目は、パシー海峡。台湾とフィリピンのルソン島との間に広がっている海域こそが中国の生命線。中国の海南島にいる南方艦隊に間もなく航空母艦が配備される。2007年5月には、中国海軍が米軍司令官に「太平洋分割管理」提案したとか。中国の南方艦隊と北方艦隊が編隊を組んで太平洋へ向かって堂々と通過できるのがこの海域。

何のことはない、ロスチャイルドにインドを通じてアジアを支配される前に、ロックフェラーがアジアにおける主導的立場を構築するための合言葉として、ゴールドマンサックス(GS)の社長時代にヘンリー・ポールソン(米財務長官)が作った標語がBRICs。その考え方の裏には、外交問題評議会(CFR)が存在する。1985年プラザ合意の折にはその下部組織として日米欧委員会が組織されたが、それによって日本は欧米の哲学に唯々諾々と追従しなければならなくなった経緯がある。此度、その下部組織の日米欧委員会に中国を入れてはどうかと米国が提案したそうである。かつて日本を取り込んだように、ドルとユーロの基軸通貨性を守るため中国を取り込もうという動き。同じく外交問題評議会の下部組織であるビルダーバーグンサエティの動きとともに押さえておきたい。

最後に、「インテリジェンスは、問題意識の上に降り注がれたインフォメーションによって生まれる。」これを今日の収穫として、今後に備えて下さい。(完)

新公益法人制度セミナー

平成 20 年 4 月 19 日



本年12月1日から「新公益法人制度」が施行されることを踏まえ、制度の概要及び移行のポイントとともに会計・税務の留意点をお伝えすることでベストな選択は何かを総合的に判断するヒントとして頂けるよう「新公益法人制度セミナー」を開催しました。お集まりの多くの方が講師の説明にうなずき熱心にメモを取っておられました。

なお、セミナー講師共著による「新公益法人制度のすべて(仮称)」が8月末に実務出版株式会社より発行されますので、是非こちらもご期待下さい。
(公認会計士 塩尻隆夫)

新公益法人制度が施行されると

新公益法人制度が施行されることに伴い、現在の公益法人は全て「特例民法法人」となり、新制度移行後5年以内に「認定公益法人」(公益社団法人・公益財団法人)もしくは一般法人(一般社団法人・一般財団法人)への移行が必要となります。

5年以内に手を打たないと解散!?

移行期間終了時に「認定公益法人」「一般法人」「営利法人等への転換」のいずれにも移行していない場合にはその時点で解散になるようです。とはいうものの高知県が2月に実施したアンケート調査によれば、「認定公益法人」を目指す法人が約半数を占めるものの、選択を決めかねている法人が約1/4あるようです。



講師：税理士 古田茂己

認定公益法人を目指すなら？

内閣総理大臣又は都道府県知事から認定を受けるためには、以下の4つの条件を満たす必要があります。

- 公益目的事業を行っていること
- 18項目ある認定基準に合致すること
- 定款変更の案が新制度の法律等に適合すること
- 欠格事由に該当しないこと

また機関設計では必置機関を満たすことや効力を有しなくなる現行機関の存在に注意が必要です。

公益認定は永久に担保されるのか？

認定基準や欠格事由は、認定申請時にチェックポイントとなりますが、認定取得後も認定基準は守られているかをチェックされ、公益認定は一度取得すれば永久に担保されるものではありません。

公益法人改革で会計がどう変わる？

これまでは、公益法人会計基準に沿った実務が行われていたわけではありませんが、公益法人制度改革により平成20年改正基準に従って会計を行わなければならないとなりました。この改正で特徴的なものは、

- 財務諸表体系を変更
- 正味財産を2区分化
- 企業会計の導入
- 2期比較の様式を採用



講師：公認会計士 小幡寛子

にあります。中でも企業会計の考えを取り入れたことで公益法人会計基準だけを参照しても理解できないこともあり、適宜企業会計の基準に照らして理解を深めることが必要となっています。

今後 公益法人には戦略が必要！

公益法人制度改革の始まりは土光臨調()の頃に遡るのではないかと所長の林は主張します。補助金にどっぷりつかった体質の改善を図るといふ土光臨調の行政改革の考えが受け継がれているようです。弱者切捨てという意見もありますが、時代の流れはそうなっているようです。しかしながら、公益法人としても「存在理由は何か?」、企業でいえば事業分野は何か?ということを経理事の方など関係者の方とよくすり合わせるべき時期に差し掛かっているように思います。



講師：所長 林 光行

つまり方法論ではなく、本来の法人のあり方を見つめ直し、戦略的にどうすればよいかを検討したうえでベストな選択とは何かを考えることが大切だと思います。

土光敏夫氏が会長を務めた第二次臨時行政調査会

最近の税制改正

平成20年度の税制改正は、ガソリン税以外は大きな争点がなかったものの、改正事項が多く、その中には重要な改正も含まれています。紙面の都合上、すべてをお伝えすることはできませんが、平成20年度改正を中心に、特に皆様に関係すると思われる内容をお伝えします。
(税理士 橋本雅世・税理士 村上佳佳)

法人税制

特殊支配同族会社の役員給与の

損金算入制度の見直し

実質一人会社(特殊支配同族会社)の業務主宰役員の給与について、その給与額に応じた給与所得控除額相当分を原則、損金不算入にする措置が導入されています(平成18年度改正)。これは、会社法の施行によって会社を容易に設立できるようになったため、個人事業者が節税目的で法人を設立することを抑制するために設けられた制度です。平成19年4月1日以後開始事業年度(平成20年3月決算)からこの規定の適用除外となる基準所得金額が800万円から1600万円に引き上げられ、適用要件が緩和されました。適用除外となる事業年度は、次のとおりです。

基準所得金額(所得金額又は欠損金額と損金算入された業務主宰役員給与額をもとに計算した金額の合計額の直前3年以内事業年度の平均額)が1600万円(改正前800万円)以下の事業年度
基準所得金額が1600万円(改正前800万円)超3000万円以下で、かつ、その基準所得金額に占める業務主宰役員給与の平均額の割合が50%以下の事業年度

人材投資促進税制の拡充・延長

平成20年度改正で、教育訓練費が増加した場合の特別税額控除の特例について、適用対象を中小企業に限定し、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する各事業年度において、単年度の労務費に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額の一定割合を税額控除できる制度に改組されました。一方、大企業については、平成20年3月31日の適用期限の到来をもって廃止されています。

研究開発税制の強化

投資のインセンティブをより高めるため、試験研究費の総額に係る税額控除(法人税額の20%を限度)

に追加して、試験研究費の増加額に係る税額控除と売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除との選択適用(法人税額の10%を限度)できる制度が創設されました。+(or)で、最大、法人税額の30%が控除限度となります。平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用されます。

情報基盤強化税制の見直し

平成20年度改正において、対象となるソフトウェアの範囲が拡大しました。大企業については対象となる投資額に上限を設ける一方、中小企業の情報基盤への投資を促進するため、中小企業については投資下限額が300万円から70万円に引き下げられました。

相続贈与税制

中小企業の事業承継税制の創設

中小企業の事業承継の円滑化に資するため、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が、平成21年度の税制改正で創設されることが明らかになりました。この制度は、「経営承継円滑化法」の施行日(平成20年10月1日を予定)以後の相続等に遡って適用されることとされ、同時に、この新事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式を、現在の「相続財産取得方式」から「遺産取得課税方式」に改めることを検討することとされています。

<非上場株式等に係る相続税の軽減措置>

現行	改正後
10%減額措置	80%納税猶予
<対象会社要件> 発行済株式総額20億円未満の会社	<対象会社要件> 中小企業基本法上の中小企業、株式総額要件は撤廃
<軽減対象の上限> 相続した株式のうち、「発行済株式総数の2/3」or「評価額10億円までの部分」のいずれか低い額	<軽減対象の上限> 軽減対象となる株式の限度額は撤廃 ただし、「発行済株式総数の2/3」以下の限度あり

(実務出版「平成20年度の税制改正」P.128 税理士 奥村眞吾著)

リース取引が売買取引に

リース取引のうち、多くの企業が利用している所有権移転外ファイナンス・リース取引について、会計上と税務上の取扱いが変わります。

「リース取引」とは？

リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対し、リース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、リース料を貸手に支払う取引をいいます。

このリース取引は、「ファイナンス・リース取引」と、それ以外の「オペレーティング・リース取引」に分類されます。

ファイナンス・リース取引

「ファイナンス・リース取引」とは、リース期間中の契約解除ができないなどの要件を満たすリース取引をいいます。

ファイナンス・リース取引は、さらに「所有権移転外ファイナンス・リース取引」と「所有権移転ファイナンス・リース取引」に分類されます。

「所有権移転外ファイナンス・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引のうち、リース期間終了時にリース資産の所有権が借手に無償又は名目的な対価の額で移転しないものをいいます。

会計上の取扱い

改正後のリース会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、これまで例外処理として認められていた賃貸借処理が認められなくなり、売買処理を行うこととなります。

ただし、重要性が乏しく、リース期間が1年未満又はリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引は賃貸借処理を行うことができます。

中小企業の取扱いに関しては、リース会計基準の内容を踏まえ、「中小企業の会計に関する指針」により定められる予定です。1月に公表された「中小企業の会計に関する指針(平成20年度版)」の公開草案では、次の表のとおり、原則は通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、例外として賃貸借処理を認めています。

賃貸借処理を適用した場合においても、消費税法上は、リース資産引渡時に一括して課税仕入れを認識しますので、注意が必要です(下記Q4参照)

取引形態		改正前	改正後
ファイナンス・リース取引	所有権移転	売買処理	売買処理
	所有権移転外	原則： 売買処理 例外： 賃貸借処理	売買処理
オペレーティング・リース取引		賃貸借処理	賃貸借処理
通常の賃貸借取引により処理を行うことができる ただし、未経過リース料の注記が必要			

税務上の取扱い

税務上は、ファイナンス・リース取引について、例外なく売買取引として取扱います。

Q1 取得価額は？

A1 原則として、そのリース料総額になりますが、リース契約書等で本体部分の価額と利息等部分の価額が区分されているときは、利息等部分については取得価額に含めないことができます。

Q2 減価償却の方法は？

A2 リース期間定額法(※)により償却します。リース期間定額法とは、リース期間を償却期間、残存価額をゼロとする定額法をいいます。なお、支払リース料を賃貸借処理した場合もこれを償却費として取扱います。

$$() \text{リース期間定額法の償却限度額} = \text{リース資産の取得価額} \times \frac{\text{その事業年度のリース期間の月数}}{\text{リース期間の総月数}}$$

Q3 少額減価償却資産としての取扱いは？

A3 少額減価償却資産や一括償却資産の対象とはならないこととされています。

Q4 消費税の取扱いは？

A4 これまでは賃貸借取引が認められていたため、リース料の支払期日において課税仕入れを認識していましたが、平成20年4月以後は、売買取引となり、リース資産引渡時に資産の譲渡があったものとして一括して課税仕入れを認識しますので、ご注意下さい。

Q5 再リース料は？

A5 再リース料は再リースすることが明らかな場合を除き、リース資産の取得価額に算入しないこととされています。つまり、賃貸借処理を行います。

【設例】新規契約、リース期間5年、消費税込
リース総額600(内訳：本体価格500 利息相当額100)
原則：売買処理 例外：売買処理(リース料を本体

価額と利息相当額に区分) 例外 : 賃貸借処理

【リース契約時仕訳】			
原則	(リース資産) 600	(リース債務) 600	
例外	(リース資産) 500	(リース債務) 500	
例外	仕訳なし		
【リース料支払時仕訳】			
原則	(リース債務) 120	(現金預金) 120	
例外	(リース債務) 100	(現金預金) 120	
	(支払利息) 20		
例外	(リース料) 120	(現金預金) 120	
【(決算時)減価償却費計上仕訳】			
原則	(減価償却費) 120	(リース資産) 120	
例外	(減価償却費) 100	(リース資産) 100	
例外	仕訳なし		

平成20年3月以前に締結したリース取引

1. 会計上の取扱い

原則として、平成20年4月1日以後に締結したリース取引同様、売買処理として、「リース資産」および「リース債務」を計上します。

例外として、一定の注記を条件に引き続き賃貸借処理を適用することができます。

売買処理を適用した場合には、税務調整が必要となりますので、あまりお勧め出来ません。

2. 税務上の取扱い

改正後の法人税法および消費税法は、平成20年4月1日以後に契約を締結したリース取引について適用されるため、平成20年3月以前に締結したリース取引には、賃貸借処理が適用されます。

減価償却制度

平成19年4月1日以後に取得した資産

「新定率法」「新定額法」で償却可能限度額を計算します。(35号P.8~9「改正減価償却制度」参照)

平成19年3月31日以前に取得した資産

従前の償却方法(「旧定率法」「旧定額法」)のうち、採用している償却方法を原則的に継続することになります。ただし、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した後は、残存簿価1円まで5年間の均等償却することができます。この償却の開始は、法人については平成19年4月1日以後開始事業年度から、個人については平成20年分の所得税からです。

法定耐用年数の大幅簡素化

平成20年度改正では、他の先進諸国に比べて長いと言われていた法定耐用年数について、機械及び装置を中心に資産区分が大幅に整理されるとともに、法定

耐用年数の見直しが行われ、耐用年数の短縮特例制度の手続きも簡素化されることになりました。

改正前は、機械及び装置の法定耐用年数は設備の種類によって390区分(3年~25年)に細かく分かれていました。今回の改正で、法定耐用年数を原則として1業種1区分の55区分に集約し、さらに、自動車や電子部品など技術の進歩や陳腐化が早い業種は、法定耐用年数が短縮されることになりました。

この改正は、既存の減価償却資産を含め、法人の場合は平成20年4月1日以後に開始する事業年度の法人税について、個人の場合は、平成21年分以後の所得税について適用されます。

金融証券税制

上場株式等の譲渡所得等・配当所得等

に対する課税の見直し

金融所得の一本化に向け、上場株式等の譲渡益・配当に係る10%(所得税7%+住民税3%)の軽減税率が平成20年12月31日をもって廃止されます。平成21年1月1日以降は、20%(所得税15%+住民税5%)となります。ただし、特例措置として平成21年及び平成22年の2年間は、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当については10%(所得税7%+住民税3%)の税率が適用されます。

上場株式等の譲渡損失と上場株式等の

配当所得との間の損益通算の特例の創設

上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)から次の金額を控除することができるようになりました。

その年分の上場株式等の譲渡損失

その年の前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除く。)

この損益通算は、平成21年分以後の所得税及び平成22年分以後の住民税について適用されます。

エンジェル税制の課税の特例措置の拡充

起業期のベンチャー企業に対する資金を広く呼び込むため、エンジェル税制を大幅に拡充し、設立3年目までの一定の特定中小会社に出資した場合に寄附金控除(100万円を限度)の適用を認める制度が創設されました。この制度は、平成20年4月1日以後に特定新規中小会社の株式を払込みによって取得する場合について適用されます。

労務管理&社会保険

ワンポイント・ナビ NO. 3



平成20年3月1日に「労働契約法」が施行されました。これまで、労働条件の最低基準を定めた法律（労働基準法）はありましたが、労働条件を個別に決める労働契約について民事的なルールをまとめた法律はありませんでした。新しく施行された「労働契約法」は、今までの判例を積み重ね、民事的ルールを明確にし、労働契約についての総合的な枠組みをわかりやすくまとめています。今回は、既存の法律で定められているルールと照らし合わせながら、「労働条件の明示」と「就業規則の不利益変更」について説明させていただきます。（社会保険労務士 樋笠泰子）



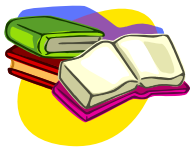
採用の時だけでなく、労働条件を変更した時は、できるだけ書面で確認しましょう。

労働契約法 第4条第2項
労働者及び使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む）について、できる限り書面により確認するものとする。

就業規則を不利益に変更する場合は、例外はありますが、労働者との合意が必要です。

労働契約法 第9条
使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りではない。

労働者を採用する時に、労働条件が口約束だけで決められ、後でトラブルになる場合があります。



従来、労働基準法では、採用の際 ①労働契約の期間 ②就業場所 ③従事すべき業務 ④始・終業時刻 ⑤休憩時間 ⑥休日 ⑦休暇 ⑧就業が2交代以上ある場合の転換方法 ⑨賃金の決定及び計算、支払いの方法 ⑩賃金の支払いの時期 ⑪退職・解雇についての書面交付が義務付けられています。また改正パート労働法ではパートタイマーに対して上記に加え ⑫昇給 ⑬退職手当 ⑭賞与についても書面交付を義務付け、違反した場合は、労働基準法で30万円以下の罰金、パート労働法では10万円以下の過料が科せられます。一方、労働契約期間に定めがある有期労働契約については、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」で ①労働契約の更新の有無 ②更新する場合・しない場合の判断基準を明示しなければならないと定めています。

このように、既存の法律では、採用時にのみ労働条件を明示するよう義務付けていましたが、労働契約法では採用時だけでなく、労働条件が変更した時は双方にできるだけ「書面で確認しましょう」と定めています。今後は、トラブルを未然に防ぐためにも採用時はもちろんのこと労働条件を変更した場合には、書面による交付が望ましいでしょう。

労働基準法では、就業規則の作成・変更の届出の際、過半数労働組合や過半数労働者の代表の「意見書」の添付が義務付けられていますが、「同意書」の添付までは求めていません。つまり、反対意見が添付されていても就業規則として成立するのです。そのため、変更後の就業規則の効力をめぐってトラブルになるケースがありました。

労働契約法の第9条では、労働者との合意がないと就業規則による労働条件の不利益変更は認めないとしていますが、例外として ①変更後の就業規則を労働者に周知したこと ②就業規則の変更が合理的であれば変更を認めています。

ただし、合理性を立証する条件として ①労働者の受ける不利益の程度 ②労働条件の変更の必要性 ③変更後の就業規則の内容の相当性 ④労働組合等との交渉の状況 ⑤その他の就業規則の変更に係る事情を総合的に考慮して判断されます。

罰則はありませんが、労働契約法は「トラブルになり裁判になると、この基準で判断しますよ」と定めています。全部で19条と短く、比較的わかりやすい法律です。一度じっくり読まれて労働契約の基本ルールについての理解を深められることをお勧めします。

労働契約法は、厚生労働省のホームページでご覧いただけます。<http://www.mhlw.go.jp>



Key of Success

第10回KS経営研究会

KS経営研究会は、A⁺ワーク創造館「開業支援講座（講師 林光行・幸）」修了生のみで構成されている会です。ネットワーク作りや発表会を通して、会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

第10回KS経営研究会では、建築家・中原賢二さん(9期生)に発表して頂きました。有限会社 設計処草庵 の代表取締役を務めると同時にNPO法人「社の極」を主催されるなど、その精力的な生き様には非常に刺激を受けました。
(八上 雅也 様)



有限会社 設計処草庵
〒530-0035
大阪市北区同心 1-7-13-303
TEL:06-4800-2711
FAX:06-4800-2712
email: soann@soann.co.jp

職業は「建築家」

一級建築士の中原さんは、気候風土に根ざした日本建築を現代の生活様式にアレンジした建築設計をされています。伝統的な素材や



技術・文化・芸術への造詣も深く、日本古来の古神道を学び、地相・家相・風水に精通しておられます。中原さんは、これまで「建築家」であることにこだわりを持って仕事をしてこられました。『社会にどう携わるのか』『都市をどう築いていくのか』『家から生まれる生き方はどうなるのか』など、思想的、哲学的、宗教的、芸術的にトータルに考えるのが「建築家」であるとのこと。

独立して 設計処 草庵 を立ち上げ

大学卒業後、設計事務所に就職してモーレツに勉強。その会社で何でも自分でこなしているうちに「自分ひとりでも出来そう」と勘違い(?)して独立を決意。1987年設計処草庵を創立されました(2004年法人化)。

経営方針は、設計は一式で請け負うこと。設計事務所に頼むメリットは、設計と施工を峻別して、施主の代わりに家の完成まで責任を持って監理することだそうです。そのメリットを最大限活かすため、設計の一部だけを引き受けることはしないとのこと。

1993年には、建築家同士の研究会として職人集団「社の極」を設立。当時、日本ではツー・バイ・フォー工法が主流でしたが、中原さんには「本当にそれ

が良い住宅なのか?日本の昔ながらの家には、現代でも通用するもっと良いものがあるはずだ!」という想いがありました。そんな時、伝統文化のリニューアル活動をする知人に会ったことをきっかけにNPO法人を設立し、今の設計スタイルのベースとなった「マインド住宅」を設計。土壁、床下には炭、木材は全て日本の無垢の木を使用し、高い評価を受けています。

馬路の杉と琵琶湖の葦でフランスに茶室を

2000年「社の極」メンバーの中から「外国に地方の名産で茶室を」との声が上がり、パリ近郊に茶室を建てられました。材料には丈夫で腐りにくい高知県馬路村の魚梁瀬杉や琵琶湖に自生する葦などを使用。高知では建築関係者やNPOのほか、県の補助による後押しも受け、滋賀では葦職人さんらが実行委を作って材料を準備。その他の輸送費や材料費などは関係者で負担されました。翌年4月には茶室が無事完成し、武者小路千家の宗家のお点前で茶室開きが開催され、当時の高知県知事の橋本さんも駆けつけたそうです。

施主さんと共に、楽しんで家作りをする

ハウスメーカーや工務店に頼んでも思うような家が建てられず困っていた施主さんに、『楽しんで家作りをしましょう!』と中原さんが声をかけてとても喜ばれたことがあるそうです。これからは施主さんの思いのこもった家を、楽しみながら創り続けて下さい。



【第20期 よくわかる!経営基礎講座】←開業支援講座が新しくなりました!!

☆日時:「事業構想編」平成20年6月19日~7月17日 18:30~21:00 毎木曜日 全5回(受講料23,100円)
「事業計画編」平成20年7月31日~8月28日 18:30~21:00 毎木曜日 全4回(受講料18,900円)

☆対象:自信を持って独立・開業したい方、事業の見直しをしたい方、経営に必要な知識を身につけたい方

☆内容:「事業構想編」事業目的、経営戦略の立て方、考え方やスキルを学び、事業概要計画(構想編)の作成を行います。
「事業計画編」決算書の見方と利益計画の立て方や事業経営に必要な手続きなどを学び事業計画書作成を行います

☆場所:A⁺ワーク創造館

☆講師:林 光行・林 幸

☆お問い合わせ:林光行事務所 TEL:06-6772-7770

拝啓 橋下 徹知事 殿

町人文化の伝統のある町に 博物館の存続を望む！



寄稿

財政難の名のもとに、大阪府にある文化施設の予算が削減されようとしています。自然史系博物館で学芸員として長く勤務した経験から、自然史系博物館に絞って話を進めます。(博物館法による博物館施設は、美術館・歴史博物館・科学博物館・自然史博物館があります。さらに自然史系博物館の中には動物園・水族館なども含まれます。)

河合 正人 様

博物館には、何か古い物を陳列しているところ、珍しい物や美しい装飾的な要素のある物を展示しているところというイメージが強いらしい。が、「博物館法」では、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集・保管・育成し、展示してその教養、調査研究等に資するとともに、調査研究を目的とする機関」(博物館法第2条)とある。

大阪府立の自然史博物館はなく、その役目の実績は大阪市立自然史博物館が担っているのが実情である。唯一の自然史系博物館は『箕面昆虫館』だけで、ここは“大阪府都市公園条例”による設立であり、博物館としての活動を行うには法律的基盤が乏しいのが現状である。

生き物に関する一般市民の疑問に答えたり、専門家とアマチュア同士の情報交換の場、研究成果の発表の場として、博物館とそこで働く学芸員の役割は重要なものがある。小規模な博物館では、この学芸員が臨時職員であることも多い。



意外なことに、**自然史系情報**の中でも生き物に関する情報では、どこにどんな生き物が住んでいるのか、また、それぞれの生き物がどんな一生を送っているのかさえ分かっていないことが多い。それらの解明にはアマチュア研究者と言われる市民の情報や研究の

協力が不可欠である。画期的な発見、重要な発見がアマチュアによることもある。

それには、一般市民が学者やマスコミからの情報を鵜呑みにせず、自分で情報を整理し判断する力を持つことが必要不可欠であり、そのためにも市民感覚にあわせた情報の整理をサポートし、活動の場を提供することにも自然史博物館の重要な役割があり、そこに市民にとって、自然史系博物館が必要な存在となるのである。

親しまれる博物館を目指すという名目のもと、研究よりもイベントに力を注がされている日常活動を強いられている状況は、博物館の本来の目的とは異なり、本質を見誤っていると言わざるを得ない。予算削減の基準として集客力のみで判断する動きが出てくるであろうが、それはますます博物館の存在価値を失い、廃館にいたる道である。

かつて大阪は江戸時代から町人学者の伝統、つまり自分たちの感覚で資料を蒐集し、自分たちのものとしていた歴史がある。自主的な発想が強い町であったはずである。そうした文化の継承のために博物館は最も利用しやすく、そのように活用すべきであるが、それとは逆方向に流れようとしていることに危機感を感している。



(掲載写真は昆虫館HPから/編集部)

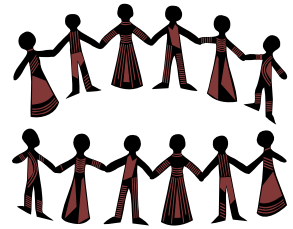
大阪府の府債残高は約5兆円。その原因は、バブル崩壊後の税収が著しく減少した時期に、国と共同して大型公共事業等をしたからだと言われています。04年以降、10年の返済期限を迎えた府債が急増したため、減債基金からの借入や規定以上の府債の借り換えをすることによってしのいできたそうです。橋下知事になって、これまでの府の説明とは一転、このままでは8年後に実質公債費比率が25%を超え「財政健全化団体」になるとし、それを防ぐには、既に承認を受けた予算から1,100億円削減する必要があるとPT(改革プロジェクト)案が出ました。これを見ると医療・福祉・教育の分野で今必要とされた事業を縮小するとともに文化施設等では、知事の言う「収入の範囲での支出」を目指す、つまりは文化活動に極力府の支出はしない方針に見えます。文化活動及び文化施設は沢山の人が積み上げてこられた無形の財産。壊すのは一瞬。でもどんな労力と時間をかけたとしてもその財産を再度築くのは困難だと思います、どうか、目先の損得勘定で、“大阪の文化を無に帰した知事”という汚名を後世に残すことのないよう望みます。

(林 幸)



寄稿 ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)はなぜ大切なのか？

橋下知事になって、大阪府の赤字削減策が打ち出され、その中にドーンセンター売却案や財団廃止案が入っていたことから、「好きやねんドーンセンターの会」を中心に、多くの女性と男性がドーンセンター存続に向けて活動をしています。このレターをお読みの方の中にも、存続のための署名に協力して下さった方がいらっしゃるのではないのでしょうか。5月23日には、御堂筋でのパレードも予定されています。多くの人がこのようにドーンセンターを守ろうとするのはどうしてでしょう。



LEO-NET 堀 久美 様

成り立ち？

女性センターには、もともと女性が自分達の学習の場としてきた戦後からの「婦人会館」の流れがあり、さらに1975年の国際婦人年を契機に、女性をめぐる様々な差別の解消をめざす女性政策を展開する拠点として、国や地方自治体が設置するようになりました。

そして、1999年、男女共同参画社会基本法が制定され、センターは、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ、団体の自主的な活動の場の提供、相談、調査研究等多様な機能を果たす拠点施設として充実を図ることになりました。

大阪府では、専門家やグループなど多くの府民が計画段階から参画し、1994年11月11日にドーンセンターが開設しました。

ドーンセンターの役割

男女共同参画の時代といっても、現実には女性は、妻として母として期待される役割に縛られ、様々な困難を抱えています。それが文化的、心理的、社会的な性のあり方(ジェンダー)によるものであることに気づくための学びの場や図書・ビデオなどによる情報を提供するものがドーンセンターです。また、女性達の抱える悩みに専門的に応える相談もドーンセンターの大きな役割になっています。そして、ひとりひとりの人を支えるために、これらの事業が密接に連携しています。さらにセンターは、事業から見えてきた課題を施策提言や市町村、企業の担当者研修に反映させるので、そこからさらに多くの人に波及していきます。

ドーンセンターというのは建物のことではありません。専門家集団である男女共同参画推進財団の情報・相談・啓発文化表現等の事業がダイナミックに連携して、役割を果たしているのです。だから「女性総合センター」なのです。

具体例:情報ライブラリー・相談事業等

例えばある女性が、ライブラリーにあった本を読み、自分が夫から受けているのはDVかもしれないと気づき、「詳しい本を読みたい」と尋ねます。情報相談では、本の紹介はもちろん、必要ならば相談窓口やDV防止に向けた活動をするグループがあるという情報も提供します。また、このような実際の相談の蓄積を分析し、DV被害者に必要な具体的支援施策の提案や、福祉担当者や警察署など関連機関への情報提供に繋げているのです。

あるいは、からだの調子が悪い女性が相談したとしましょう。相談員は相談を受けるだけでなく、関連図書や彼女にあった講座を紹介するでしょう。もし、彼女が紹介された講座を受講し、そこで出会った仲間とグループ活動をするようになれば、ドーンセンターは彼女たちにとってグループ活動の拠点となります。

最後に

私自身、ドーンセンターに出会ったからこそ、今があると思っています。私は、ドーンセンターの講座に参加することで、道を見つけました。そして、ドーンセンターで仲間と出会い、共に歩くことで、道を進むことができました。私の前にも、後ろにも、ドーンセンターで道を見つけ、歩みを進めている女性がいます。これからも、ドーンセンターを必要とする女性たちはたくさんいるのです。

だからこそ、多くの人が女性総合センター=ドーンを守ろうとするのです。

ドーンセンターについて

ドーンとは、「DAWN」(夜明け)という意味と「ドーンといこう」という二つの意味が合わされ、大阪の女性達の熱い思いを集約して実現した施設です。

〒540-0008 大阪府中央区大手前1丁目3番49号
<http://www.dawncenter.or.jp> TEL 06-6910-8500



寄稿

フィンランド若者支援を探る旅



2007年11月、宮本みちこさん（放送大学教授「若者が社会的弱者に転落する」著者）が主催する社会的包括研究会でフィンランドへ行きました。文部科学省の科学研究プロジェクトで、目的は若者支援機関の視察。実質4日半の日程で10ヶ所を回るハードな旅でした。大学研究者5人、NPOスタッフ3人、年齢も20～60代、男女比も半々の不思議な混合チーム。懐の深い、宮本先生らしい視察旅行となりました。

キャリアブリッジ 白水崇真子 様

◆ **フィンランド**は北欧の小さな国。面積は日本の9割で、人口は日本の1/23の528万人（福岡県位）GDPは日本の1/21の23.8兆円（埼玉県位）です。2002年以降、PISA（国際学習到達度）世界1位、世界経済競争力でも世界1位です。その他、環境持続可能性、世界汚職指数「清潔度」も世界1位です。



正直行く前は「うそ臭いなあ...競争せずに成長なんてできるのか?」と思っていました。でも行ってみて、この国なら本当にそうなのかも!と思いました。とにかく居心地がいいのです。(船も電車も改札なし。治安の良さ、人の親切さ、空気が!)

正直行く前は「うそ臭

いなあ...競争せずに成長なんてできるのか?」と思っていました。でも行ってみて、この国なら本当にそうなのかも!と思いました。とにかく居心地がいいのです。(船も電車も改札なし。治安の良さ、人の親切さ、空気が!)

◆ **視察先**は大きく分けて3種類。若者支援行政（ヘルシンキ市青年局とイベント）若者支援の現場（研究組織・職業訓練所・グループホームなど）社会的企業（中間支援組織と現場）。なかでも印象深かったところをご紹介します。

◆ オープン・フォーラム

フィンランドでは「社会を共にささえる市民になる」ための民主主義教育に力を入れています。その1つがオープン・フォーラム。1999年から年4回市主催で開催されています。パネリスト7名（市会議員、政治家、建築家、市役所青年局長）と中学生代表（ヘルシンキ市内の全中学から2名ずつ参加）が自分たちの学校やユースセンターの運営について平等に議論をするのです。200人収容



ヘルシンキ市内の全中学から2名ずつ参加）が自分たちの学校やユースセンターの運営について平等に議論をするのです。200人収容

のホールがいっぱいになります。パネラーの発言時間はたったの1分ですが、子どもは無制限で意見が言えます。最後にパネリストが回

答を出しますが、ここで決定したことは自分たちの生活に直結します。政治への参画を学び、自治を実践し、市民となる重要なプロセスを経験するのです。

◆ ワークショップ

社会適応を主な目的とする、高等職業訓練校とは別にある職業訓練所です。1980年代に開始し、1990年代の不況で急増しました。全国に200ヶ所



会場では参加した市民が賛否を表明する

あります。仕事をしながら日常生活の自己管理を促し、教育や就労への参入を助けます。視察したのは木工訓練所

“Woodoo”(Wood+do)。

現在36人在籍していて、17歳～20歳が3割、20歳～25歳が7割だそうです。中学校を卒業していない生徒や高等職業学校の中退者などが対象です。予算は35万€（ユーロ）ですが、生徒1人につき9000€（日本円で約150万円/5ヶ月）を市が負担します。きちんと働けば1日につき21€（約3,500円）もらえます。卒業後の進路は23%が進学し、37%が就職します。職業訓練所に通うことでニート状態の時より26%就職率が高まります。

子どもの課題は、生活不安定・低学力・精神疾患・麻薬ですが、背景に関わらず指導法は同じで『職業は道具、目的は社会の一員になること。』を目指します。スタッフはすべて市の職員です。

職業指導スタッフ以外にも individual trainer (インディビジュアル・トレーナー) の存在が特徴的。希望をなくした子どもたちが社会に順応し、自者と他者を信頼して人間関係を作れるようにサポートする専門職です。ホームレス状態の子のハウジング(家探し)から始まるケースも多いそうです。

◆ **フィニッシュ・ユース**

・リサーチ・ネットワーク

青年研究を促進させるための研究者150人の民間のネットワーク組織です。研究費は国費で賄われており、フィンランド教育省が協力しています。予算は単年度プロジェクト方式で行政から獲得しているとのこと。



組織のトップ2人のみ常勤で、他のスタッフは2~4年のプロジェクトごとの契約になっています。青年問題を『**政策に反映させること**』を強く意識した研究者集団です。1992年に大量の若年失業者が出て、青年研究の必要性が高まり、1994年より青年パトリ調査(15歳~29歳の2,000人を対象)を実施し、13年間この調査を継続して様々な傾向や変化を把握しました。この調査が、変化に対する即時対策を打つための基礎データとなりました。その結果、2006年に Youth act (青年法) が成立し、人口比から若者はマイノリティであり、社会的平等を促進するために、すべての政治的決定に若者の意見を取り入れる施策が打たれました。

◆ **マイニンキ**

株式会社が運営する子どものためのグループホームです。14歳~17歳までの子どもが対象で定員は8名。これに対してスタッフは9人です。費用は全額国が負担しています(1人106,000€/1年。日本円で約1,780万円)。麻薬や虐待、不登校、犯罪予備、精神的不安定などの状況下にある子どもたちが最後に来る場所です。マイニンキでの日常生活すべてが訓練となり、18歳になったら退所し、家には戻らず、自立します。ここのスタッフが大切にしていることは『家にいる』ように過ごせる環境をすることです。24時間施錠せずに、集団生活のルールも話し合い、『解決できるよ』と信頼して見守ります。退所後は、

ほとんどの子どもが進学します。また法律により退所後も3年間はサポートを受けることができます。

◆ **日本との差は膨大な予算と『対策より予防』**に注力している点。「彼らがなんの支援も受けられず、失業者や麻薬中毒者になってしまうより、グループホームで1人1年1700万円かけた方が、予算が3割削減できる」という言葉が印象的でした。

青少年政策の3つの原則(普遍・平等・公的責任)にも嘘はなく、全ての子どもが事業を受けられるよう、個人に予算が投入される点が最大の違いです。家庭事情で不平等が出ない配慮であり、事業があっても、当事者がアクセスできる環境がなければ効果が出ないからでしょう。

◆ **信頼・参画・協力・挑戦** 視察先で共通して聞いた言葉です。これらの言葉は政策に貫かれ、市民生活に浸透していました。【社会の構成員の一人であること、市民になること】に誇りを持ち、支えあう社会を目指す。【信頼で結ばれた人間関係】で競争するエネルギーを協力することに費やす。小さく弱い個人・団体でも【ネットワークを組むことで強い影響力】をもつことができます。問題解決能力を重んじ、協力して解決を図るためのコミュニケーション力を重んじる教育を実践しています。



グローバル化の中で国際競争力をつけるために人々は競争し、弱きは切り捨てなければ国とし

て生き残れないという通説が正しいのでしょうか? この国のありようと事実が示しているのが第3の道です。人口が少ないから、福祉国家だから...という否定派のセリフもよく聞きます。でも、出来ない言い訳を探すより、取り入れられる部分を探し、小さい自治体レベルでトライ&エラーしていく方が、明るい未来を手に入れられる気がするの私だけでしょうか?

なにより、フィンランドの空気、つまり、社会的な課題を他人事にせず、市民ができる範囲から取り組み、効果が出たところを施策にしていく姿勢に確実に暖かい未来を感じました。



「Qの会」 「Q」には「質問(クエスチョン)と「究」という意味があります。

犯罪は増えたか？

犯罪は増え続け、特に凶悪犯罪が増えていると思っている人が多いのではないのでしょうか。かつて私もそうでした。「実は凶悪犯罪は増えていない」と気づいたのが2年前。でも日々の報道を見聞きすると、「やっぱり増えているんじゃないの?」と思っていました。ところが、平成19年の殺人の認知件数は戦後最低になったとのこと。「これはどういうこと?」以下、考察してみました。(なお文中、年数は平成) (税理士 林 幸)

☑ 認知件数が増加したのは？

ここ数年は減少傾向にあるとは言え、戦後一貫して犯罪の認知件数が増え続け、特に12年から14年が急増しています。

この認知件数というのが曲者らしいです。あくまで警察が「認知」した件数なので、警察の活動方針によって増えたり減ったりすることです。

11年に桶川ストーカー事件が起き、被害者の訴えを無視した結果、犯罪が防げなかった警察の対応に批判が集中しました。

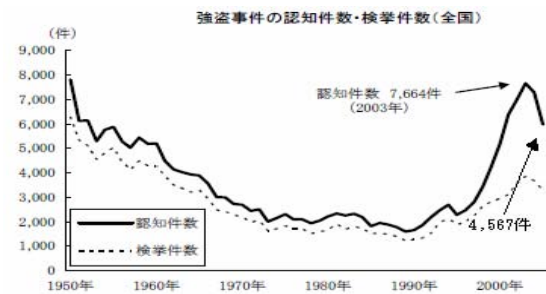
それを受け、警察は、それまでの世界に誇る高い検挙率を支えてきたとも言われる「前さばき」をやめたそうです。「前さばき」というのは、解決の手かかりも少なく、捜査する実益に乏しいと思われる軽微な犯罪を取り扱わない対応のことです。

☑ 認知件数増が検挙率低下に

「前さばき」をやめて、軽微な犯罪に関する相談・通報・被害届を受理するようになると、とたんに認知件数が増えます。検挙人員が増える訳ではありませんから、当然のことながら検挙率は低下しました。

☑ 少年の凶悪犯罪が増えている？

認知件数が増え始めた8年以降に問題にされたのは、少年による凶悪犯罪の増加です。凶悪犯罪とは殺人・強盗・放火・強姦の4つです。検挙人員に占める少年の割合が約4割(当時)だった強盗だけが15年まで増え続けています。



資料：警察庁「犯罪統計書」

少年の強盗の検挙人数は、例えば8年の1,062人が9年には1,701人に急増したそうです。

これには訳があって、それまでは窃盗扱いだったひったくりを、被害者に軽傷を負わした場合は強盗として検挙するようになったからだそうです。

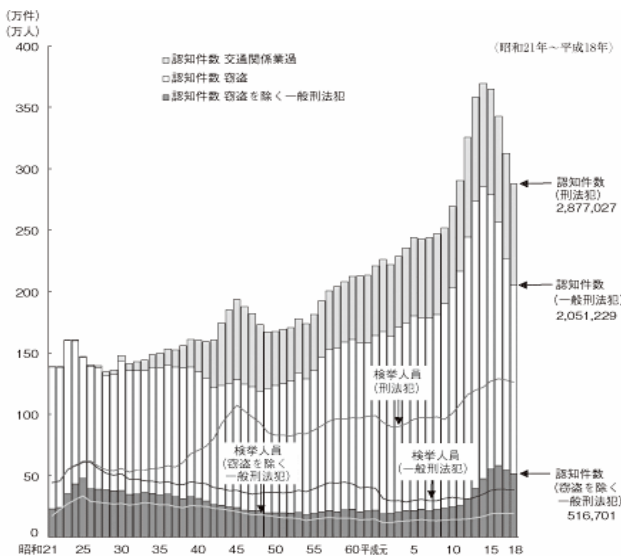
また「戦前は、今のような理解不能な少年の凶悪犯罪はなかった」と思っている人が多いでしょうが、実はそうではないようです。「戦前の少年犯罪」(築地書館発行)を読んでみてください。

☑ 実は犯罪は減っているし、凶悪化していない

19年の一般刑法犯の認知件数は約190万件で、10年前とほぼ同数になりましたが、中身は変わりました。窃盗犯が166.5万から143万に23.5万件減る一方、その他の刑法犯が11万から31万に20万件増え、内占有離脱物横領が5.9万から8.3万に2.4万件、器物損壊が4.1万から18.5万に14.4万件増加しています。

占有離脱物横領とは、誰の物かはわからない物を自分の物にする、例えば放置自転車に乗ったり、ゴミ捨て場から拾ってきて使ったりすることです。

器物損壊とは、他人の物を壊したり、動物を傷つけることで、申告罪、つまりは認知件数は被害届の数だ



注 1 警察庁の統計による。
2 昭和30年以前は、14歳未満の者による無法行為を含む。
3 昭和40年以前の一般刑法犯は、「業務を除く刑法犯」である。
4 発生率の推移については、CD-ROM参照。

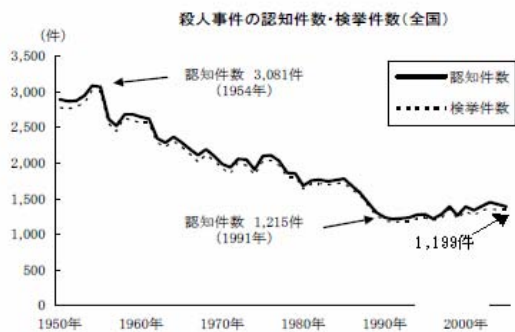
資料：警察庁の統計による

ともいえます。検挙率は極めて少なく19年は7.3%です。11年からの2年間に2.7倍になったことから、認知件数の増加は警察が積極的に受理するようになったためだと推測できます。

☑ **世界一安全な国日本**

昨年のニューヨーク市の殺人事件の被害者数は、過去最低だったそうです。同市は「割れ窓理論[㊤]」を採用し、犯罪が劇的に減ったそうで、日本でもその考えで軽微な犯罪も徹底的に取り締まるのが盛んに言われるようになりました。

ニューヨーク市の人口は約800万人。過去最低という昨年の殺人の被害者数は494人、2006年は579人だったそうです。人口がニューヨーク市の15倍ある日本の殺人の被害者数は580人(18年)です。



資料：警察庁「犯罪統計書」

また戦後最も多かった昭和29年は殺人の認知件数は3,081件。当時の人口は約9千万人でしたから発生率(10万人当たり件数)は3.4、今の3.6倍です。

《殺人事件の比較(2005年)》

国	発生件数 (件)	総人口 (百万人)	発生率 (/10万)	検挙率 (%)
日本	1,392	127.8	1.09	96.6
米国	16,740	296.4	5.65	62.1
英国	1,687	60.2	2.80	64.8
フランス	2,107	60.9	3.46	84.2

☑ **何故治安が悪化したと思うのか？**

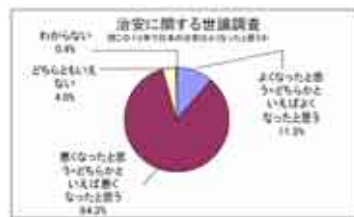
データを見る限り、どう考えても日本は、実質的には犯罪は増えておらず、諸外国と較べても、世界一安全な国です。では、どうして、治安が悪化したと思うのでしょうか。

「治安」という言葉がさかんに使われるようになったのは14年頃からのようです。14年の警察白書のタイトルは、前年と打って変わって「我が国の治安回復に向けて」となっています。また15年に発表した警察庁

の「緊急治安対策プログラム」は、「いつ自分が被害に遭うかもしれない」という国民の不安感を解消することを旨とし、警察官の大幅増員や防犯灯の整備、地域住民・警備業者との連携など多岐にわたり打ち出しました。その結果、防犯ボランティア団体は急増しました。



図1.6 防犯ボランティア団体の推移(平成15年～平成19年)



内閣府が初めて「治安についての世論調査」をしたのは16年。18年の調査結果は上のおりです。

16年の調査では、「治安に関心がある」と答えた81%の内、84%は「テレビや新聞でよく取り上げるから」と答えたそうです。

☑ **そろそろ報道に惑わされないで…**

「治安が悪化している」という前提で世の中が動いているような気がします。毎日繰り返し報じられるニュースがさらに不安を煽っているように思います。でも殺人で最も多いのは心中で、面識のない殺人は約1割、通り魔事件は18年は4件です。

一方、交通事故の死亡者数は、最も多かった1970年前後の1/3に減ったとはいえ6,352人(18年)。また毎年3万人の方が自殺で命を落とされています。

私たちは、そろそろ、「日々報道される凶悪犯罪→犯罪及び凶悪犯罪の増加」という思い込みから開放され、冷静に論理的に物事を捉える習慣を身につける必要があるようです。そして、過剰な取り締り・監視カメラ・パトロール・携帯への犯罪情報提供などが却って疑心暗鬼を生み、自分で自分の首を絞める結果になっているということに、もっと危機感を持つべきではないでしょうか。

㊤米国のジョージケリング博士により提唱。「1枚の割れた窓ガラスを放置すると、割られる窓ガラスが増え、やがて街全体が荒れ、無秩序状態となって犯罪は多発し、街が崩壊してしまう」という理論。

《参考資料》文中に記載した資料以外に以下を参考にしました。

- ・「犯罪統計入門」(浜井浩一著)
- ・「治安はほんとうに悪化しているか」(久保 大著)
- ・「犯罪不安社会」(浜井浩一・芦沢一也共著)
- ・厚生統計協会のHP ・河合幹雄氏のネット上のコメント



自死遺族支援

☆生命を活かす・生かす☆

Guiding Light
林 かずこ

LOVE LIGHT SMILE PEACE LOVE LIGHT SMILE PEACE LOVE LIGHT SMILE PEACE LIGHT SMILE PEACE

🍎 自死遺族って？

家族など大切な人を自死（自殺）で亡くされた遺族の方のことを言います。私もその1人です。

🍌 自死（自殺）の原因って？

本当に色々!! 体や心/精神の病気や障害、お金のこと、いじめ等々。様々な原因が複雑に絡み合っているのが特徴です。

🔥 日本の現状は？

自死（自殺）者は年間3万人を突破！平成10年からずっと。この“年間3万人”というのは、東京マラソンのランナーと同じ人数です。直接的・間接的な自死遺族（家族・親族・友人・同僚など）の数は直近9年間だけでも大阪市の人口（264万人）を超えそうです。これが私たちの社会の現状です。でもね、『避けることができた死』もいっぱいあるんです。“追い込む”ことさえなければね。

🍎 遺族の方へ

こんなにつらい事、体験した人が実はたくさんいます。私は、月1回、遺族の集まりに参加しています。そこでは話したくなったら、話します。感じたことや近況など。でも、話す気にならなかつたら話しません。

『土曜日のつどい』毎月第1土曜日 14時～17時

1月と5月は遺族による自主開催 参加費300円

5月は10日（土）に自主開催します。

連絡先：NPO法人国際ビフレンダーズ・大阪

TEL 06-6251-4339

（地下鉄中央線大阪港 番出口徒歩5分 Pia-NP03F）

相談にのってくれるところ

B.W. 大阪自殺防止センター（相談専用）

TEL 06-4395 4343

大阪市こころのケア推進センター（自死遺族対象）

TEL 06-6922-8520

ぶち体験談

その① お葬式はキツイ！

『自死に偏見を持っている自分との葛藤』そして『周囲から言葉による、および目に見えない形での非難・偏見』に直面して、ほんまキツイです。

その② 体の調子はくずれても当たり前だった！

『早朝に目が覚める。』『ぐっすり眠れない』『過呼吸を起こす』などで、精神科クリニックへ行くことに。

その③ しばらく冬眠して・・・

太陽の光はしんどいし、何もする気が起きない。完全なバッテリーアウトで“冬眠”。1年半後、体が『動きたい』と伝えてきて、生まれて初めて、生きることに決めました。

👉 泣くことってすごく大切

私？すごく泣きますよ。生身の人間ですから当たり前です。泣くことってすごく大切です。思いっきり泣いた日は、自然塩を入れた湯船にゆったり浸かって、ぐっすり眠りましょう。『男の子だから泣いちゃダメ!』この言葉、タテ社会ではある程度使えますけど、人間として生きていくうえではあまり役に立ちません。自分も人も追い込んでしまう言葉なんです。

🍉 今を生きるみなさんへ

生命を大切にするとつながりを創っていくと、日本はもっと生き心地のいい社会になるはずですよ。そのために“今の自分に何ができるのか考え、実行する。”これって大切なことじゃないかなと思います。

🍊 今の私があるのは

主人とその家族、友人や仲間、ご近所の方など
診察がおしゃべりタイムになる主治医の先生

NPO法人国際ビフレンダーズ・大阪

NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク

<http://www.lifelink.or.jp>（個別の相談事業はなく
民間と行政をつなぐパイプ役的存在です。）

ほんとうに多くの方に支えられているからです！

おすすめの本

☆「自殺って言えなかった」サンマーク文庫
自死遺児編集委員会あしなが育英会編

☆「僕の父さんは自殺した」そうえん社

今西乃子著

～ 読書 ～

Only the Growers
Survive

上原春男著

成長するものだけが生き残る

サンマーク出版 2005年2月10日発行

所長 林 光行

私事から書き始めることをお許しください。

私は、30年前の1978年(昭和53年)8月に独立開業しました。当時30才。蓄えもなく、また1件の顧問先もなく、開業して1週間で末子の長男直輝が誕生。それから約10年が経過し、同年の同業者からは「林さんは成功した」と言われるようになったし、自分でもそう感じていました。

丁度そんな頃、大学の先輩だった小柳さんにANAセミナーを紹介されました。なんとなく催眠術にでもかけられそうな如何わしさを感じながら受講したのが1989年(平成元年)1月、40才のとき。受講して目から鱗が落ちました。

私の会計事務所経営の「成功」は、義兄や友人の力添えのお蔭だったし、また私を職業会計人として鍛えてくださった前職場(現在の新日本監査法人)の中村先生を始めとする諸先輩のお蔭でした。なによりも私を慈しみ育ててくれた両親のお蔭だったのです。

そんなことを省みることもなく、小さな成功を私は自分自身の手柄だと思っていました。そして小さな幸せに浸っていました。もはや新しいことに取り組む気もなく、現状の幸せを守ることを考えていました。結局のところ、成長はストップし、死ぬまで現状を維持したいと願う自分になっていたのです。

挑戦もなければ失敗もない、従って喜びや感動もない状態。それでは、「生きている！」という実感を味わうことはできません。と言うより、^{しにたい}ほぼ死に体ではありませんか。自分自身にも、家族にも、そしてお客様やその従業員にも多くの可能性がある筈です。その可能性を开花させるためにできることは沢山あります。

ANAセミナーを受講して、そんなことに気付かされました。その時から、かつて取組んでいたのに放棄していた企業再生やコンサルティングの仕事に立ち返り、カウンセリングの勉強を始め、平成10年頃からは社会福祉法人会計に、そして今、公益法人会計など

にも取り組み始めています。

私達の事務所の理念のキーワードは「成長」と「幸福」です。欲しいものは「幸福」なのですが、それには「成長」が欠かせません。そのように思うようになった私が2005年(平成15年)春に出会ったのが、この上原先生の「成長するものだけが生き残る」です。

本の帯には、「『これでいい』と思った瞬間に、人も企業も成長が止まる!!」とありますが、私が感じていたことを、多くの実例を示しながら、かつ、論理的に書いてくださっています。本書を読むことにより、私は、自分が感じていたことに対するお墨付きを頂き、更に論理的に整理し、考える筋道を指し示していただいた気がします。

著者の上原先生は、次世代エネルギー「海洋温度差発電」(本紙2頁「交流～ゼネシス」を参照)の世界的権威。先生は、研究の過程で、成長する全てのものに共通する「成長の原理」を発見されました。この「成長の原理」は、企業の製品開発などにも応用され、先生は、政治家や財界人、経営者から大きな信頼を集めているそうです。

ゼネシスの里見社長も、そのように上原先生を慕う一人だったとのこと。先生に師事する過程で、「先生が開発された海洋温度差発電を、『成長の原理』を応用してビジネス化させたい!」と、ゼネシスの事業が始まったと言います。

本書は、「序章 なぜ成長しなければならないのか」から始まり、第1章「成長する人と組織に共通するもの」から第5章「人間は成長するようにできている」までの全5章となっています。非常に読みやすく、是非とも多くの人に読んでいただきたい一書です。

また、この度、西尾泰史さん(元平岡証券社長)のご紹介により、今年の9月6日に催される弊事務所の創立30周年記念式典には、上原春男先生のご講演を賜ることができることとなりました。一人でも多くの方に、先生のご講演を聴いていただきたいと願います。

~~~~~  
上原先生略歴  
1940年長崎県生まれ 63年山口大学文理学部理学科卒 九州大学生産科学研究所講師・佐賀大学理工学教授・同学部長を経て2002年佐賀大学学長  
著書に「成長の原理」「創造の原理」「夢をかなえる心の法則」他  
~~~~~

読者の皆様からのお便り

いつもシェアリングレター有難うございます。明石海人の巻頭言、感動しました。先生の温かいお心を感じ、久し振りに私自身の心も豊かになりました。現職を退いて二年余り、毎日の生活リズムもほぼ定着してきました。皆様お元気でご活躍をお祈りしております。

川西市 林 煥 様

何時にも変わらぬ豊富な情報に感心いたしております。大阪港の発展の一端を勉強させていただきました。古希を過ぎ仕事を離れると、世の中が良く見え驚いています。政治不信・格差問題・地方の疲弊等、何時の頃からか二極分化がどんどん進み、目を覆いたくなります。政治も経済もシステム疲労を起こし、手直しでは限界のようです。早急に未来を見据えた抜本的“平成維新”改革の必要性を感じます。貴台・貴事務所皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

和歌山市 三原 嘉久 様

シェアリングレターを今回もお送りいただき、ありがとうございました。特に減価償却制度、ヘルメット相談会など大変参考になりました。記事のとりまとめ編集には大変な作業があったと感じます。事務所の皆さまによろしくお伝え下さい。

中小企業診断士 京谷 信弥 様

多岐に亘った情報を教えて頂けて、とても有り難く読ませて頂いております。私もようやくパソコンが買えるくらい生活も安定してまいりました。幸先生もご多忙の事と思われませんが、お身体を大切に下さりませ。

枚方市 小林 美由紀 様

幸先生お久しぶりです。シェアリングレター届きました。楽しみに見させていただき、勉強になります。またほっとさせられることもあります。

守口市 酒井 寛子 様

幸先生お久しぶりです。実は私、06年に公認会計士短答試験に合格し、今年で論文式への最後の挑戦となります。合格できれば何より嬉しいのですが…。試験委員の名簿から光行先生を見つけた時には嬉しかったです！

羽曳野市 阪倉(党) 旭 様

シェアリングレター、とても勉強になりますと共に心が穏やかになる思いです。

宇和町 菊地 玲子 様

いつもお便りありがとうございます。とても参考になります。私もおかげさまで、幼稚園で毎日忙しくさせていただいており感謝の日々です。皆様身体に気をつけて頑張ってください。応援しています。

新居浜市 八子 美代子 様

いつも巻頭言を感銘とともに拝読するのですが、この類の文なり、お話しを伺う度に松本清張の「砂の器」の、特に小説より映画を思い出します。また「ウェルズレーベイリー賞受賞おめでとうございます」の記事を見て、飛び上がるほどの驚きを感じました。私の手元に近藤宏一さんの著書「ハーモニカの歌」という本があります。昭和50年頃に近藤さん以下がハーモニカ演奏会を実施された時、私がダスキンのマイクロバスで一緒したと思います。今日ご健在でおられることに、驚きと当時のご縁を懐かしく思い出します。

ダスキン大垣 瀧 悌治 様

シェアリングレターを隅から隅まで読ませてもらっているのが元気で活躍の程すぐわかります。私も還暦となり、これからは興味のあるところへ出かけたいと楽しみにしています。「ドリーム」同封します。こちらは子供たちが、楽しく元気にやってるよ！といったところを皆さんにお知らせすることが第一なのですが。

(福)神戸協和会 双葉学園 小柳 俊明 様

先日はシェアリングレターを送っていただき、ありがとうございました。私のほう、2月に豊寧、8月に大同でトヨタとNGOによる長い地道な緑化活動を視察してきました。初めて中国へ行ってから20年が経ちました。その間ずっとモンゴル自治区の毛烏素沙地で砂漠化防止のための植林試験等の調査を続けてきましたが、今回、やっと妻と一緒に来てくれました。今は、殆ど高速道路の為、90年頃とは比べものにはなりません、それでもこれまでの苦勞をわかってくれたようです。

岡山大学大学院 環境学研究科教授 吉川 賢 様



Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



□自分と異なった環境で、生活や仕事をしている人達の話の聞くことは自分でも好きだし、とても大事なことであるというのはわかっていたつもりでした。しかし、今回の様に畑違いの人達と物事を他面的に見て、考える時間を持つことは、今までの生活の中ではありませんでした。

この3日間で素直になった自分が、気づいていない欠点や癖を受け入れる「勇気の一步」を踏み出すことによって、自分が考えている以上に、取巻く色々な流れや物事を考える power を生み出すことが出来るということを感じました。それから、迷った時、悩んだ時に色んな助言をしてくれる先輩方がたくさんいるのも実感しました。とにかく「一步」を踏み出してみます。

石神 洋平 様

□「生き急いでいる？」と言われても、自分の為に充実した幸せな毎日を・・・と考えて行動しているつもりでした。でも知らない自分の発見、突っ走っているつもりが重いおもりをつけて同じところをぐるぐる回っていただけだったと気づけました。重くて辛いとわかっていても、何故なのかわからないまま、無理に納得させて、自分を追いつめ、痛めつけていただけでした。

参加して、本当に自分が欲しい価値が得られたので楽になりました。ANAに出会えて本当に感謝しています。

早野 素子 様

□ANAセミナーを受けるまで、私の得意分野だと思っていた「コミュニケーション」をとること。しかし、自分を見つめていくうちに、どれだけ相手に伝えきれていなかったり、怖くて逃げていたりしてきたかという事に気づきました。

得意だと高をくくっていたことが、実は苦手分野でもあるとわかりびっくり。でも、まずはそのことを受

け入れられました。これまで気づかずにやり過ぎてきたことに立ち止まり、見て、感じていくよう心がけたいです。

関 美沙子 様

□「どうして自分の人生うまくいかないんだろう」「自分の人生であってそうじゃない」という思いがありました。自分の人生をリセットして、一から自分の望む未来を創り出したいと思った時、ANAセミナーに参加させて頂くことができました。

小さな頃に創ってしまった観念により、自分を大事にせず生きてきたことに気づきました。「立ち止まって自分を観る」ということを通して、自分が無意識に行っていること、観念によりうまくいっていないことがたくさんあることに気づき、胸が痛くなりました。自分の中のうまくいかない観念を手放し、一つ一つ、丁寧に関わっていくことで、自分の望む人生を目指して取り組みます。

松本 理亜 様

□ANAを終え、心のつかえが取れて爽やかな一日を迎えられました。家庭でも職場でも、義務では無く何事も選んで行動できる自分がいます。また職場の役割でなく、同じ人間として接することができて、出会う誰もが今までより親しく、やさしく、心地よく感じられました。

ANAで得た私の価値は、家族も職員もその他の人もそして「私」も、世界の中で大切な大切な存在だと気づいたことです。これからの目標は、私の周りの人に、夫や父や園長としての役割だけでなく、同じ人間として接する時間をできるだけ持つことです。そして、職場では明確に方針を決定するようにします。人の意見を聞いたり信頼して任せたりするのも大切ですが、方針を決め責任を持つことも愛情なのだ気づきました。

森川 雅行 様

Awareness for New Actions ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか♪~

◇2008年8月ANA◇ ◇2008年11月ANA◇

日程：8月15日(金)・16日(土)・17日(日) 日程：11月1日(土)・2日(日)・3日(月・祝)

会場：林事務所セミナールーム → お問い合わせは林事務所

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円) 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

ごあんない

林光行事務所 創立30周年記念式典

おかげさまで 本年8月に 林事務所創立30周年の佳節を迎えることとなりました。これもひとえに皆様の温情あふれるご支援ご指導の賜と 職員一同心より感謝申し上げます。

つきましては心ばかりの式典を開催させて頂きたくご案内申し上げます。式典では元佐賀大学学長 上原春男先生に記念講演をお願いしております。

<日 時> 平成20年9月6日(土)午後1時～

<場 所> 大阪国際交流センター

なお、ご出席頂ける方はご一報頂ければ幸いです。

⇒ TEL:06-6772-7746

⇒ Email: higasa@share.gr.jp まで

社会福祉法人会計簿記認定試験の開催

第4回社会福祉会計簿記認定試験は、平成20年11月9日(日)です。詳細は、次の「NPO福祉総合評価機構」

<http://www.fukushi-hyouka.net/> にアップされますので、申込期日等をお確かめください。

第62回

経営倶楽部

平成21年5月から裁判員制度が実施されます。そこで、裁判員制度がどのように運営されるのか、実際に私たちにどのような関わりがあるのか等を明確にしたいと考えております。ぜひ皆様お誘い合わせの上、お越しくださいますようご案内申し上げます。

<テーマ> 裁判員制度をどう見るか、どう対するか

<講 師> 弁護士 四宮章夫 先生

<日 時> 平成20年7月5日(土)

午後1時30分～5時(5時半から懇親会)

<会 費> 講演会 5,000円 懇親会 4,000円

<場 所> たかつガーデン

出

版

平成20年12月1日に「新公益法人制度」が施行されます。そこで新公益法人制度の会計・税務および移行のポイントを解説した本を出版致します。ぜひ、皆様の活動にご活用頂きますようご案内申し上げます。

<書籍名> 「新公益法人制度のすべて」(仮称)

<発 行> 実務出版株式会社(8月末出版予定)

この度税理士試験に合格し 税理士として
新たな一歩を踏み出すことになりました
長い受験生活でしたが
合格することができましたのは
多くの方々の励ましやご指導があったからこそ
と改めて深く感謝しています
学んだ税務の知識を活かして
少しでもお客様のお役に立てますよう
懸命に仕事に取り組むことが
ご恩返しになると考え
日々精進してまいります 何卒
ご指導ご鞭撻を賜りますよう
心よりお願い申し上げます

村上
里佳

公認会計士 税理士 林 光
公認会計士 税理士 林 幸
中小企業診断士 前 田 有太
税理士 古 田 茂
公認会計士 塩 尻 隆己
公認会計士 小 幡 寛
社会保険労務士 樋 本 雅
事務所 榎 笠 泰
職員 一 同

謹啓
平素はお世話になり誠に有難うございます
この度林事務所にも 一人
有資格者が誕生致しました 私ども同様
お付き合いを賜りますよう
どうかよろしくお願ひ申し上げます
謹白

編集後記

今年が事務所創立30周年ということ意識したのは、年賀状を書く時でした。20周年が昨日のことで、成長したとはとても思えず、「できたらそっと過ぎたらいいのに」なんて思ったりもしました。でも年末の「振り返り」で「この1年成長したと思うこと」を発表し合い、新年合宿で新しいメンバーも加わっての事務所のSWOT分析やこの10年で変わったこと変わらないこと…などをする内、

「確かにひとりひとり成長してきたよなあ」「頼りになる仲間がここにいる」と思うと胸が熱くなったのです。

良いお客様や友人、そして仲間にも恵まれ仕事ができることは何と幸せなことか…と感謝の毎日です。

30周年と言ってもやっぱりまだまだ発展途上で勉強することは沢山ですが、本当にお役に立てることを願い、日々精進し切磋琢磨して、業務に勤しむ所存です。どうかこれからもよろしくお願い申し上げます。(林 幸)

シェアリングレターに関するご意見、ご感想、日頃感じておられることなど、どしどしお寄せください。 info@share.gr.jp
〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町1番13号 サンセットビル Tel:06-6772-7770 Fax:06-6772-7740
なお、購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替までお願い致します。 口座番号 00950-3-14499